

■北海道の道路緑化に関する技術資料（案）の改訂にあたって

北海道の道路緑化は、明治初めに函館の札幌新道（現在の国道5号）にアカマツの並木、札幌にニセアカシヤやサクラ、リンゴなどを植え、沿道の天然木の保護を行ったところから始まりました。以来、沿道の樹木は、歩車道を分節する道路の安全性のみならず、大気の浄化や防火・防風・防雪のほか、新緑や花、紅葉など四季を感じさせる身近な緑としての大切な役割を担い、豊かな都市景観の創出に貢献してきました。こうした道路緑化の推進により、今日、北海道の街路樹は100万本を超え、緑のストックが形成されました。

一方、これらの街路樹が大径木化や高木化することで、維持管理面で多くの課題に直面しています。とりわけ北海道においては、開拓使時代から積雪寒冷地の厳しい環境でも生育の早い樹木が数多く植栽されてきました。これらの樹木は早いサイクルで大径木化、高木化し、道路幅員や植栽基盤の規格が合わず、標識・信号等の支障や根上がりにより歩行の障害となる箇所が数多く生じています。また、樹木の成長とともに健全性が低下し、落枝や倒木の発生が増加するなど、歩行者、通行者の安全上のリスクに繋がっています。

さらに樹木は高木化、老木化するほど安全対策のための維持管理コストが増加しますが、少子高齢化などを背景に道路の植栽管理に充てられる財源は厳しい状況にあり、これまで以上に効率的で適切な植栽管理が求められています。こうした課題を解決し、樹木を安全かつ適切に管理することは、健全な樹木の維持や、樹木の持つ多面的な機能を発揮する上で重要です。

これらの道路緑化に関する課題、道路空間整備に対して多様化するニーズを踏まえ、2015年3月に全国版の「道路緑化技術基準」が大幅に改正されました。ここでは、危険木化の進む街路樹の更新やメリハリをつけた維持管理、地域の特色ある緑の創出に向け、植栽構成を一律に規定する従前の基準から、地域の特徴を考慮した適切な植栽構成に転換されています。

これに対応する北海道版の基準類は、これまで「緑化指針」と「技術資料」の二本立てで、交互に制定と改訂が実施されてきましたが、2015年に全国版の技術基準が改正されたことに合わせ、北海道開発局及び寒地土木研究所は2016年4月に「北海道の道路緑化指針(案)」の改訂を行いました。この改訂では、指針として道路緑化の考え方に重点を置き、設計・施工・管理に関する記載は重要なポイントに絞り、シンプルなものとなりました。

これらの基準・指針類の改正、改訂の結果、新しい技術基準の趣旨を解説するとともに、具体的な整備・管理の参考となる技術資料についても、新しい考え方に基づくものが必要となりました。

そこで、今回の「北海道の道路緑化に関する技術資料(案)」の改訂では、これまで掲載していた「北海道の道路緑化で使用する樹種」「樹木の導入方法」「植栽設計」「樹木の植栽」「切土法面の植栽」「樹木の維持管理」を基本構成としつつ、2016年の「北海道の道路緑化指針(案)」の改訂で削除された「植栽配置の検討」等の事項に加え、北海道の地域特性や景観、維持管理に配慮した樹種選定リストなど、新たに必要な加筆修正を行いました。

本書が北海道における道路緑化の設計、施工、維持管理に活用され、道路空間や地域の価値向上に資することを期待します。

2021年3月

国立研究開発法人土木研究所

寒地土木研究所地域景観チーム

北海道の道路緑化に関する技術資料（案）改訂版と他の資料との関連

